平成３０年（フ）第８０４号
名古屋市守山区森孝１丁目107番地　第一香流荘３棟123号、従前の住所岐阜県多治見市小名田町６丁目245番地，名古屋市守山区森孝１―107　３棟935号
債務者　田中　良信
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７４６号
愛知県津島市宇治町字新堀田６番地　コーポ泉Ｂ号
債務者　村上加代子
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第７９２号
名古屋市南区赤坪町118番地　ミロワール赤坪203号
債務者　荒木みゆき
1　決定年月日時　平成30年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１８５７号
福岡市南区長丘２丁目５番25号　ヴァンヴェール平和Ⅰ405号
破産者　鳥越　　愛（旧姓田中）
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４３号
福岡市東区唐原１丁目４番25―103号
破産者　鈴木　　茂
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５１号
福岡市中央区警固１丁目４番10―505号、前住所福岡市博多区住吉２丁目４番７―1316号
破産者　後藤　隆俊
1　決定年月日　平成30年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５７号
神奈川県平塚市中堂１番11―402号　メゾンミール湘南平塚
破産者　髙橋　直巳
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第８７号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領462番地３ドミ・パストラルＣ102
破産者　石田　貴紀
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第８９号
神奈川県伊勢原市高森２丁目２番８号　スバルⅤ103号、前住所神奈川県厚木市林１丁目10番９号
破産者　大山　　恵（旧姓信永）
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１００号
神奈川県秦野市尾尻939番地の５　コート・リヴェールⅠ　101号
破産者　吉村正子こと　崔　　正子
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１２１号
神奈川県座間市栗原中央６丁目１番18号　社会福祉法人敬心会栗原ホーム
破産者　藤井　嘉乃
保佐人　國方　　実
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第１６４５号
福岡県太宰府市坂本１丁目２番７―601号
破産者　徳永江梨子
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第５６号
福岡県糸島市志摩新町475番地11、前住所福岡市中央区小笹２丁目11番29―103号
破産者　川崎　勝幸
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４１１号
福岡市博多区板付４丁目４番36号
破産者　大塚　和憲
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第４１２号
福岡市博多区板付４丁目４番36号
破産者　大塚真理恵（旧姓星野）
1　決定年月日　平成30年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８号
青森県五所川原市字一ツ谷528番地12　ハウス青山102、開始決定時の住所青森県五所川原市大字飯詰字清野２番地６
破産者　尾野　文勝
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
相模原市緑区青野原1562番地２
破産者　照井　幸則
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部